第六条の九	保育士試験	地域限定保育士試験	
第六条の十一第一項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	前条第二項各号に規定する科目	第六条の四十四第二項各号に規定する科目又は同条第三項に規定する地域の実情に応じ必要な科目	
	法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）	当該認定地方公共団体の長が行つた同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格した場合にあつては、保育原理等の科目のうち当該同等の内容と認められる科目を既に合格したものとみなし、保育原理等の科目のうち同等の内容と認められる科目を既に合格した場合にあつては、同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて同条第二項に規定する当該保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格したものとみなし、保育士試験	
第六条の十一第二項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	前条第二項各号	第六条の四十四第二項各号	
第六条の十一第三項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	保育士試験	地域限定保育士試験	
第六条の十一第四項	前条第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号	第六条の四十四第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号	
	前条第二項各号	第六条の四十四第二項各号	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	